

有期限管理移行制度 使用規程

第1条（規程）

本規程は、公益財団法人永光墓園（以下「本霊園」という）の有期限管理移行制度（以下「本制度」）という）について定めたものです。

第2条（使用目的）

本規程は、墓地使用者から墓地の管理について委託を受けた場合に、本霊園が祭祀の承継者となってその墓地を管理し、最終的に合祀墓へ改葬し永代的に祭祀を行うために定めたものです。

第3条（使用資格及び条件）

本制度は、本霊園の墓地使用者で、次の各号に該当する方が使用できます。

- (1) 承継者（配偶者、直系卑属及び直系尊属をいう。以下同じ）が居ない方
- (2) 承継者が配偶者のみの方
- (3) 承継者の有無に関わらず、名義人および配偶者の双方が本制度の契約を希望する方
- (4) 申し込み時点での年齢が満60歳以上の方

第4条（本制度契約期間及び帰属）

1. 本制度の契約期間は、本制度申込時に契約した最終埋蔵者として予定されている者（以下「最終埋蔵予定者」という）の納骨後、納骨した日から本霊園と契約を締結した年数までとし、その期間は2年・6年・12年より申込時に選択いただきます。
2. 本制度契約期間終了後の墓地使用权は本霊園に帰属します。
3. 次のいずれかに該当する場合、最終埋蔵予定者の納骨前であっても本制度の契約期間を開始します。
 - (1) 本霊園から最終埋蔵予定者に対し、所定の連絡先へ郵便物を発送したにもかかわらず、発送日から1年間を経過しても連絡が付かない場合（郵便物の不送達、連絡要請にもかかわらず返信がない場合など）、1年を経過した時点より開始します。
 - (2) 管理料の未納が3年を超えた場合、未納となった最初の年の4月1日より開始します。

第5条（契約料）

本制度の申込みの際、別に定める契約料を前納いただきます。

第6条（管理料等の返還）

本制度の契約期間が発生した時点において、その時点までに「公益財団法人 永光墓園使用規程」第4条により前納した既納の管理料は返還いたしません。ただし、「公益財団法人 永光墓園使用規程」第11条に定める永代使用料の返却については、本霊園は、本規程第5条に定める契約料のうち「契約期間の管理料」に充当のうえ差額を差し引くことができるものとします。

第7条（本制度契約期間終了後の祭祀について）

1. 本制度契約期間終了後は、墓地に納骨されている焼骨の祭祀は本霊園が執り行います。墓地に埋蔵されている焼骨は本制度契約期間終了後、本霊園が合祀墓へ改葬いたします。
2. 合祀墓へ納骨された焼骨の取り出しはできません。
3. 墓地については、本霊園が墓石を解体し撤去いたします。

第8条（本制度契約期間開始までの取り扱い）

最終埋蔵予定者が納骨されるまでの期間は、墓地使用者は本規程に従っていただきます。

第9条（本制度契約内容）

1. 当該墓地の清掃を契約時の申込み回数実施いたします。
2. 合同供養については年2回執り行います。

第10条（申込手続き）

本霊園所定の申込書および本制度委託契約書に必要事項を記入のうえ、契約料を添えて申込みいただきます。

第11条（連絡先親族ならびに最終埋蔵納骨立会者の届け出）

最終埋蔵予定者の納骨のため、あらかじめ「連絡先親族」ならびに「最終埋蔵納骨立会者」（以下「連絡先親族等」という）各1名を本霊園宛てに届け出ていただきます。なお「連絡先親族等」変更の場合は、その都度届け出が必要です。

第12条（有期限管理移行制度 付 墓所貸付之証の発行）

本制度申込み後、所定の手続きが終了次第「有期限管理移行制度 付 墓所貸付之証」を発行いたします。

第13条（契約解除）

本制度申込み後の契約解除はできません。

第14条（不可抗力等による責任）

天災地変等の不可抗力並びに第三者による行為によって生じた墓所の被害については、本霊園は一切その責任を負いません。

第15条（規程に定めのない事項）

本規程に定めのない事項が生じた場合については、法令の定めによるほか、その都度本霊園が定めます。

第16条（規程の改訂）

法令が改訂された場合および本霊園が適当と認めた場合には、本規程を改訂することがあります。

平成31年4月1日制定